

対象業種を営む事業者からのすそ切り以下の排出量

1. 事業者からの届出と推計範囲の関係

政令に規定される業種(対象業種)のいずれかを営む事業者であるが、(1) 常用雇用者数が20人以下である、又は(2)対象化学物質の年間取扱量が1トン(当初2年間は5トン)未満である事業者の対象化学物質の環境への排出量を推計した。(以下の図に示す4分類に分けた場合、第1分類から第4分類が推計の対象となる。(以下において、第1・第2分類に関する推計を「推計A」、第3・第4分類に関する推計を「推計B」と呼ぶこととする。))

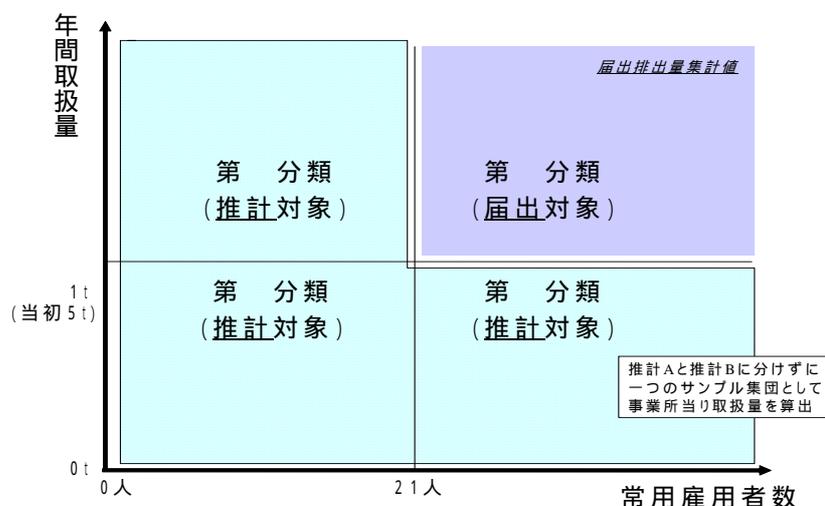


図 すそ切り以下の排出量の推計の区分

2. 推計を行う対象化学物質

原則として、各業種ごとに業として取り扱うことが想定されるすべての化学物質を対象とした。

3. 推計方法

(1) 事業者に対する第一種指定化学物質の取扱量等についてアンケート調査(以下「PRTR対象化学物質取扱等調査」という。)及び業界団体への個別ヒアリング等により、業種ごとに推計を行う対象化学物質を選び出した。

(2) 業種別・対象化学物質別に、排出量を以下のパラメータの積により算出した。

$$\begin{aligned} & \text{業種別・対象化学物質別の推計排出量} \\ = & \text{業種別・対象化学物質別の事業所当たり平均取扱量} \\ & \times \text{業種別・対象化学物質別の事業所当たり平均排出係数} \\ & \times \text{業種別の事業所数} \\ & \times \text{業種別・対象化学物質別の事業所化学物質取扱比率} \end{aligned}$$

- (3) 業種別・対象化学物質別の推計排出量の化学物質別合計により、全国の対象化学物質別排出量を推計するとともに、対象業種の事業所数の都道府県比率に応じて、都道府県別を対象化学物質別排出量を推計した。

4. 各パラメータの算出方法と基礎資料

(1) 業種別・対象化学物質別の事業所当たり平均取扱量

業種別・対象化学物質別の事業所当たり平均取扱量とは、対象化学物質を取扱う事業所における取扱量の平均値である。

PRTR対象化学物質取扱等調査に基づき、業種別・対象化学物質別の個別事業所当たりの取扱量の単純平均により算出した。

PRTR対象化学物質取扱等調査は、平成15年度経済産業省と独立行政法人製品評価技術基盤機構が共同して、PRTR対象化学物質354物質について、事業所・企業統計調査から全国のPRTR対象業種のうち、従業員20人以上の事業者(43,000事業者)に対して調査を実施した。

なお、前回の推計では、平成12年度及び平成13年度に実施したPRTR対象物質の取扱等に関する調査(経済産業省・環境省)結果を用いた。

(2) 業種別・対象化学物質別の事業所当たり平均排出係数

業種別・対象化学物質別の事業所当たり平均排出係数とは、対象化学物質を取扱う事業所における取扱量当たりの排出量を算出するための係数である。事業所当たり平均排出係数の算出に際しては、以下のような方法に基づいた。

1)平成11年度及び13年度に環境省及び経済産業省が実施したPRTRパイロット事業調査結果に基づき、対象化学物質別取扱量及び排出量から求められる排出係数(排出量/取扱量)の加重平均から排出係数を設定した。

平成11年度PRTRパイロット事業調査は、環境省において、PRTR対象物質が未決定の段階で実施したアンケート調査(回収率約60%、回答数5,009事業所)。PRTR対象物質126物質を含む178物質の取扱量及び排出量を調査。

平成13年度PRTRパイロット事業調査は、経済産業省及び環境省において、PRTR対象化学物質354物質の取扱量及び排出量をアンケート調査(回収率約41%、回答数4,782事業所)。

2)PRTRパイロット事業調査結果からデータ数が少ない(2以下)など排出係数が適正に把握できないと考えられる業種・対象化学物質については、各対象化学物質の使用工程・用途別に分類し、その分類により、排出係数を設定した。

3)化学工業については、(社)日本化学工業協会が平成13年度に実施した2001年度化学物質排出量調査(回収率約73%、回答数127社)結果から算出された対象化学物質別排出係数を用いた。

4)PRTR排出量等算出マニュアル(経済産業省・環境省)や化学物質等排出量算出マニュアル(中小企業総合事業団)等に業種(工程)別・対象化学物質別の排出係数が設定されている場合には、これを使用した。

(3) 業種別の事業所数

業種別の事業所数とは、推計の対象となる政令指定業種における事業所数である。

総務省が統計法に基づき5年毎に我が国のすべての事業所を対象として行っている事業所・企業統計調査報告を使用して算出した。本推計では、平成13年度事業所・企業統計調査報告のデータを使用した。

なお、同事業所・企業統計調査報告は、一事業所あたりの従業員数(20人未満/以上)で区分されており、企業(一事業者)あたりで従業員数を判断することとしている化管法の整理とは厳密には齟齬がある。しかし、届出排出量のデータが事業所毎の排出量で整理することが可能であり、事業所毎の常用雇用者数のデータも取得していることから、この情報をもとに推計対象事業所数を算出した。

(4) 業種別・対象化学物質別の事業所化学物質取扱比率

業種別・対象化学物質別の事業所化学物質取扱比率とは、推計対象となる事業所数における業種別・対象化学物質別の化学物質を取扱う可能性のある事業所数の比率である。

前述のP R T R対象物質取扱等調査のデータに基づき、各業種の事業所における各対象化学物質の取扱比率(取扱事業所数/全事業所数)をそれぞれ算出した。

5. 推計方法の変更点

(1) パラメータ推計範囲の変更

事業所当たり平均取扱量及び事業所化学物質取扱比率については、二つの推計範囲(推計A + 推計B)に分けることなく、推計A及び推計Bの範囲を合わせた範囲、すなわち ~ 分類で推計することに変更した。また、この方法に変更することで、推計Aと推計Bの排出係数は共通の数値を用いることとした。

(考え方)

推計Aに分類されるデータが少ない中で推計パラメータを算出していることから、事業所当たり平均取扱量を算出する際に、一部の特異なデータの影響を少なくするため。

[前回のパラメータ推計範囲]

事業所当たり平均取扱量及び事業所化学物質取扱比率の各パラメータについては、推計A及び推計Bそれぞれの推計範囲について別々に推計を行う方法をとった。

(2) 排出係数の変更

排出係数の設定は、化学物質の取扱いが特殊であると考えられる化学工業、燃料小売業、倉庫業を除き、P R T Rパイロット事業調査結果のデータをもとに算出しているが、新たに化学物質の取扱いが特異であると見込まれる業種として、石油製品・石炭製品製造業、石油卸売業を追加した。

(考え方)

・石油製品・石炭製品製造業

同業種では、化学物質の取扱いは製造における比率が高いと見込まれることから、取扱う物質の多くは化学工業の形態と類似していると仮定して、化学工業と同じ排出係数を設定することとした。

・石油卸売業

同業種では、化学物質の取扱いは油槽などにおける保管に関わる比率が高いと見込まれることから、取扱う物質は燃料小売業と類似していると仮定して、燃料小売業と同じ排出係数を設定することとした。

(3) 事業所数推計の変更

平成13年度事業所・企業統計調査報告のデータ(事業所)を用いることとした。

事業所数の算出は、対象業種の業種別の事業所数を常用雇用者数規模にて、20人以上/未満で整理し、対象化学物質を取扱う可能性のある事業所の分類として、同調査報告の用途別統計データから「工場・作業所・鉱業所」、「店舗・飲食店」、「自家用倉庫・自家用油槽所」及び「その他」が該当するものと考え、これらの事業所数に事業所化学物質取扱比率を乗ずることにより、対象化学物質を取扱う事業所数を推計した上で、そこから届出事業所数を引くことにより推計対象事業所数を推計した。また、都道府県別排出量推計においても、同調査報告のデータ(都道府県別の統計のうち、事業所の形態別事業所数)を用いることとした。

(考え方)

事業者は届出要件に該当するか否か判断するものの、要件を満たした事業者においては事業所単位で届出を行うこととなる。事業所数を推計する当たっても、平成13年度事業所・企業統計調査報告の事業所データを用いて、事業所レベルで統一して推計を行った。

[前回の事業所数推計]

事業所数のデータは、平成8年度及び平成11年度事業所・企業統計調査報告の異なる調査年度を用いていた(データが掲載されていない部分もあることから異なる調査年度を使用)。

(4) その他

・事業所当たり取扱量データの取扱い

事業所当たりの取扱量を算出するものとなるPRTTR取扱量等調査の個別事業所データの再検証を実施し、その結果、1つの個別事業所データのみで、業種・物質の代表値として取扱っているデータや、疑義のあるデータについては除外した。

・媒体別排出量の推計

都道府県別排出量推計を行う際に、都道府県の下水道普及率を考慮する過程で、媒体別の排出量を推計することとしている。平成13年度排出量推計値では、PRTTR関連調査報告(パイロット事業調査結果)媒体別排出量比率を用いていたが、平成14年度推計から当該年度の届出排出量から算出される媒体別構成比を用いることとした(届出量がゼロの物質及び届出がない物質のうち、推計を行う必要のある物質については、水域以外の排出量を100%とした)。

・パラメータに関する情報の反映

前回公表時以降、いくつかの関係業界からパラメータの見直しに関わる情報の提供を受けており、これらの情報については検討の上、反映させることとした。

- ・現状ではトリクロロエチレンの使用実績なし。(第1回公表時は約1,262t排出と推計)
- ・テトラクロロエチレンに関しては、取扱施設数を厚生労働省で把握しているため、事業所数ではなく、この取扱施設数をもって推計に用いることとする。(第1回公表時の対象事業所は約33,000と推計としたが、同データには化学物質を使用しない取次店が含まれると考えられることから、厚生労働省による取扱施設数約5,000ヶ所程度を用いる)

6. 具体的な推計例

本推計手法による具体的な推計例は、以下のとおり。

例えば、一般機械器具製造業におけるキシレンの排出量推計の場合

(1)推計A(第 及び第 分類:従業員数21人未満)

$$\begin{aligned}
 &= \text{一般機械器具製造業事業所におけるキシレンの平均取扱量} \times \\
 &\quad \text{一般機械器具製造業事業所におけるキシレンの平均排出係数} \times \\
 &(\text{従業員数21人未満の一般機械器具製造業事業所数} \times \\
 &\quad \text{一般機械器具製造業事業所におけるキシレンの取扱比率 - 届出事業所数}) \\
 &= 794.2\text{kg} \times 0.50529 \times (55,750\text{事業所} \times 0.493 - 3\text{事業所}) \\
 &= 11,034,260\text{kg} (\text{桁数処理のため、端数が合わないことがある。}) \\
 &\quad 11,034\text{トン}
 \end{aligned}$$

(2)推計B(第 分類:従業員21人以上)

$$\begin{aligned}
 &= \text{一般機械器具製造業事業所におけるキシレンの平均取扱量} \times \\
 &\quad \text{一般機械器具製造業事業所におけるキシレンの平均排出係数} \times \\
 &(\text{従業員数21人以上の一般機械器具製造業事業所数} \times \\
 &\quad \text{一般機械器具製造業事業所におけるキシレンの取扱比率 - 届出事業所数}) \\
 &= 794.2\text{kg} \times 0.50529 \times (7,964\text{事業所} \times 0.493 - 242\text{事業所}) \\
 &= 1,479,154\text{kg} (\text{桁数処理のため、端数が合わないことがある。}) \\
 &\quad 1,479\text{トン}
 \end{aligned}$$

(3)推計A + 推計B = 一般機械器具製造業事業所におけるキシレンの推計排出量

$$\begin{aligned}
 &= 11,034\text{トン} + 1,479\text{トン} \\
 &= 12,513\text{トン} (\text{桁数処理のため、端数が合わないことがある。})
 \end{aligned}$$

7. 推計排出量の性格と取扱い上の留意点

本推計手法を活用するに当たっては、以下の点に御留意ください。

本推計手法による推計排出量は、次の理由により、推計精度の観点から課題を有している数値であることを認識しておく必要があります。

- ・推計に用いた各種パラメータを算出する際に活用した一部の調査は、推計対象年度である平成14年度以前のものも含まれていることから、必ずしも現時点の実態を反映しているものではないこと。
- ・P R T R関連調査は、法に基づく届出対象となり得る事業者を対象とした調査であり、年間取扱量も相対的に多い事業者であることが想定され、P R T R関連調査結果から算出した各パラメータは、すそ切り以下事業者の実態よりも高めの数値となる可能性があること。
- ・本推計方法は、P R T R対象化学物質取扱量等調査により得られた結果を用いて、対象化学物質・業種別に排出量を算出していることから、最新の調査結果を使用した場合には、過去の推計結果との連

続性が保てないという限界を有している。

本年度の推計について、取扱比率を算出する際に最新の平成15年度同調査結果を用いたが、例えばジクロロメタン、トリクロロエチレン、トルエン、テトラクロロエチレン、キシレン等の物質に大きな変動が見られる。このため、今後、排出量が多い物質を中心に新たに製造・輸入量等から推計する方法についても検討しつつ、推計結果の安定性に努めたい。

表1 対象業種を営む事業者からのすそ切り以下の排出量推計結果
(平成14年度;全国 その1)

対象化学物質		届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種を営む事業所	非対象業種を営む事業者	家庭	移動体	合計
1	亜鉛の水溶性化合物	600,837				600,837
2	アクリルアミド	646				646
3	アクリル酸	702				702
4	アクリル酸エチル	10,758				10,758
6	アクリル酸メチル	17				17
7	アクリロニトリル	13,653				13,653
9	アジピン酸ビス(2 - エチルヘキシル)	4,618				4,618
11	アセトアルデヒド	13,571				13,571
12	アセトニトリル	12,608				12,608
16	2 - アミノエタノール	547,598				547,598
20	2 - アミノ - 4 - [ヒドロキシ(メチル)ホスフィニル]酪酸(別名グルホシネート)	46				46
22	アリルアルコール	0				0
24	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	2,322,130				2,322,130
25	アンチモン及びその化合物	1,590				1,590
26	石綿	0				0
30	4,4' - イソプロピリデンジフェノールと1 - クロロ - 2,3 - エポキシプロパンの重縮合物(別名ビスフェノールA型エポキシ樹脂)(液状のものに限る。)	9,119				9,119
33	1,1' - [イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン(別名イミノクタジン)	33				33
40	エチルベンゼン	11,812,206				11,812,206
42	エチレンオキシド	31,570				31,570
43	エチレングリコール	803,075				803,075
44	エチレングリコールモノエチルエーテル	2,676,996				2,676,996
45	エチレングリコールモノメチルエーテル	45,589				45,589
46	エチレンジアミン	59,694				59,694

表1 対象業種を営む事業者からのすそ切り以下の排出量推計結果
(平成14年度;全国 その2)

対象化学物質		届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種を営む事業所	非対象業種を営む事業者	家庭	移動体	合計
47	エチレンジアミン四酢酸	140,005				140,005
48	N, N' - エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛(別名ジネブ)	26				26
49	N, N' - エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン(別名マンネブ)	345				345
50	N, N' - エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンとN, N' - エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物(別名マンコゼブ又はマンゼブ)	247				247
54	エピクロロヒドリン	10				10
56	1, 2 - エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)	0				0
57	2, 3 - エポキシプロピル = フェニルエーテル	0				0
58	1 - オクタノール	1				1
59	p - オクチルフェノール	1				1
60	カドミウム及びその化合物	11,121				11,121
61	- カプロラクタム	1,932				1,932
63	キシレン	50,209,998				50,209,998
64	銀及びその水溶性化合物	2,174				2,174
65	グリオキサール	997				997
67	クレゾール	301				301
68	クロム及び3価クロム化合物	144,728				144,728
69	6価クロム化合物	22,253				22,253
76	2 - クロロ - 2' - エチル - N - (2 - メトキシ - 1 - メチルエチル) - 6' - メチルアセトアニリド(別名メトラクロール)	13				13
77	クロロエチレン(別名塩化ビニル)	0				0
78	3 - クロロ - N - (3 - クロロ - 5 - トリフルオロメチル - 2 - ピリジル) - トリフルオロ - 2, 6 - ジニトロ - p - トルイジン(別名フルアジナム)	72				72
79	1 - ({2 - [2 - クロロ - 4 - (4 - クロロフェノキシ)フェニル] - 4 - メチル - 1, 3 - ジオキソラン - 2 - イル}メチル) - 1 H - 1, 2, 4 - トリアゾール(別名ジフェノコナゾール)	7				7
80	クロロ酢酸	0				0
92	4 - クロロベンジル = N - (2, 4 - ジクロロフェニル) - 2 - (1 H - 1, 2, 4 - トリアゾール - 1 - イル)チオアセトイミダート(別名イミベンコナゾール)	20				20

表1 対象業種を営む事業者からのすそ切り以下の排出量推計結果
(平成14年度;全国 その3)

対象化学物質		届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種を営む事業所	非対象業種を営む事業者	家庭	移動体	合計
93	クロロベンゼン	12,944				12,944
5	クロロホルム	233,569				233,569
96	クロロメタン(別名塩化メチル)	0				0
99	五酸化バナジウム	5,664				5,664
100	コバルト及びその化合物	657				657
101	酢酸2-エトキシエチル(別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)	2,656,601				2,656,601
102	酢酸ビニル	4,718,137				4,718,137
108	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	224				224
109	2-(ジエチルアミノ)エタノール	97				97
113	1,4-ジオキサソ	57,005				57,005
114	シクロヘキシルアミン	17,423				17,423
116	1,2-ジクロロエタン	20,299				20,299
117	1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	824				824
134	1,3-ジクロロ-2-プロパノール	161,602				161,602
135	1,2-ジクロロプロパン	316,102				316,102
139	o-ジクロロベンゼン	90				90
140	p-ジクロロベンゼン	1				1
145	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	17,217,262				17,217,262
151	ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)(別名エチルチオメトン又はジスルホトン)	20				20
154	ジチオリン酸S-(2,3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1,3,4-チアジアゾール-3-イル)メチル-O,O-ジメチル(別名メチダチオン又はDMTP)	91				91
155	ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名マラソン又はマラチオン)	59				59
158	2,4-ジニトロフェノール	0				0
159	ジフェニルアミン	1,521				1,521
163	2,6-ジメチルアニリン	0				0
165	N,N-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェノキシブチル(別名フェノチオカルブ)	46				46
167	ジメチル=2,2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート(別名トリクロロホン又はDEP)	152				152

表1 対象業種を営む事業者からのすそ切り以下の排出量推計結果
(平成14年度;全国 その4)

対象化学物質		届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種を営む事業所	非対象業種を営む事業者	家庭	移動体	合計
170	N - (1,2 - ジメチルプロピル) - N - エチルチオカルバミン酸S - ベンジル (別名エスプロカルブ)	217				217
172	N, N - ジメチルホルムアミド	1,632,879				1,632,879
175	水銀及びその化合物	7,432				7,432
176	有機スズ化合物	1,934				1,934
177	スチレン	1,846,406				1,846,406
178	セレン及びその化合物	37,297				37,297
180	2 - チオキソ - 3,5 - ジメチルテトラヒドロ - 2H - 1,3,5 - チアジアジン (別名ダゾメット)	155				155
181	チオ尿素	319				319
185	チオリン酸O, O - ジエチル - O - (2 - イソプロピル - 6 - メチル - 4 - ピリミジニル) (別名ダイアジノン)	253				253
192	チオリン酸O, O - ジメチル - O - (3 - メチル - 4 - ニトロフェニル) (別名フェニトロチオン又はMEP)	637				637
193	チオリン酸O, O - ジメチル - O - (3 - メチル - 4 - メチルチオフェニル) (別名フェンチオン又はMPP)	46				46
199	テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又はTPN)	216				216
200	テトラクロロエチレン	5,636,623				5,636,623
204	テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム又はチラム)	16				16
205	テレフタル酸	2,225				2,225
207	銅水溶性塩 (錯塩を除く。)	37,984				37,984
208	トリクロロアセトアルデヒド	0				0
211	トリクロロエチレン	12,876,066				12,876,066
214	トリクロロニトロメタン (別名クロロピクリン)	73				73
215	2,2,2 - トリクロロ - 1,1 - ビス(4 - クロロフェニル)エタノール (別名ケルセン又はジコホル)	60				60
218	1,3,5 - トリス(2,3 - エポキシプロピル) - 1,3,5 - トリアジン - 2,4,6(1H,3H,5H) - トリオン	1				1
220	, , - トリフルオロ - 2,6 - ジニトロ - N, N - ジプロピル - p - トルイジン (別名トリフルラリン)	27				27
224	1,3,5 - トリメチルベンゼン	8,563,276				8,563,276
225	o - トルイジン	1				1
227	トルエン	99,909,088				99,909,088

表1 対象業種を営む事業者からのすそ切り以下の排出量推計結果
(平成14年度;全国 その5)

物質 番号	対象化学物質 物質名	届出外排出量(kg/年)				
		対象業種を営 む事業所	非対象業種 を営む事業 者	家庭	移動体	合計
230	鉛及びその化合物	311,826				311,826
231	ニッケル	344,488				344,488
232	ニッケル化合物	55,005				55,005
238	N - ニトロソジフェニルアミン	1				1
240	ニトロベンゼン	0				0
241	二硫化炭素	1,947				1,947
242	ノニルフェノール	6,136				6,136
243	バリウム及びその水溶性化合物	26,393				26,393
244	ピクリン酸	1				1
246	ビス(8 - キノリノラト)銅(別名オキシ 銅又は有機銅)	6				6
249	ビス(N, N - ジメチルジチオカルバミン 酸)亜鉛(別名ジラム)	170				170
252	砒素及びその無機化合物	1,275				1,275
253	ヒドラジン	89,763				89,763
254	ヒドロキノ	15,313				15,313
256	2 - ビニルピリジン	0				0
259	ピリジン	219				219
260	ピロカテコール(別名カテコール)	26				26
266	フェノール	965,621				965,621
267	3 - フェノキシベンジル = 3 - (2, 2 - ジ クロロビニル) - 2, 2 - ジメチルシクロ ロパンカルボキシラート(別名ペルメトリ ン)	176				176
269	フタル酸ジ - n - オクチル	45				45
270	フタル酸ジ - n - ブチル	41,994				41,994
272	フタル酸ビス(2 - エチルヘキシル)	227,578				227,578
273	フタル酸n - ブチル = ベンジル	1,401				1,401
276	N - [1 - (N - n - ブチルカルバモイ ル) - 1H - 2 - ベンゾイミダゾリル]カル バミン酸メチル(別名ベノミル)	117				117
282	N - (tert - ブチル) - 2 - ベンゾチア ゾールスルフェンアミド	2,539				2,539
283	ふっ化水素及びその水溶性塩	1,169,423				1,169,423
287	2 - プロモプロパン	2				2
289	ヘキサキス(2 - メチル - 2 - フェニル プロピル)ジスタノキサン(別名酸化フェ ンブタズ)	46				46
293	ヘキサメチレン = ジイソシアネート	0				0
297	ベンジル = クロリド(別名塩化ベンジル)	0				0
298	ベンズアルデヒド	1				1
299	ベンゼン	114,758				114,758

表1 対象業種を営む事業者からのすそ切り以下の排出量推計結果
(平成14年度;全国 その6)

対象化学物質		届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種を営む事業所	非対象業種を営む事業者	家庭	移動体	合計
300	1, 2, 4 - ベンゼントリカルボン酸1, 2 - 無水物	213				213
301	2 - (2 - ベンゾチアゾリルオキシ) - N - メチルアセトアニリド(別名メフェナセツ)	26				26
304	ほう素及びその化合物	1,818,041				1,818,041
307	ポリ(オキシエチレン) = アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	1,969,864				1,969,864
308	ポリ(オキシエチレン) = オクチルフェニルエーテル	194,896				194,896
309	ポリ(オキシエチレン) = ノニルフェニルエーテル	506,033				506,033
310	ホルムアルデヒド	1,386,579				1,386,579
311	マンガン及びその化合物	656,544				656,544
312	無水フタル酸	49				49
313	無水マレイン酸	47				47
314	メタクリル酸	39				39
315	メタクリル酸2 - エチルヘキシル	1				1
316	メタクリル酸2, 3 - エポキシプロピル	5				5
318	メタクリル酸2 - (ジメチルアミノ)エチル	29				29
319	メタクリル酸n - ブチル	699				699
320	メタクリル酸メチル	816				816
329	N - メチルカルバミン酸1 - ナフチル(別名カルバリル又はNAC)	380				380
338	メチル - 1, 3 - フェニレン = ジイソシアネート(別名メタトリレンジイソシアネート)	490				490
341	メチレンビス(4, 1 - シクロヘキシレン) = ジイソシアネート	342				342
346	モリブデン及びその化合物	14,589				14,589
350	りん酸ジメチル = 2, 2 - ジクロロビニル(別名ジクロロボス又はDDVP)	186				186
353	りん酸トリス(ジメチルフェニル)	214				214
354	りん酸トリ - n - ブチル	71				71
合 計		235,401,350				235,401,350